



B C J - 審査証明 - 165

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術「大成アスベスト除去システム（除去工法）」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

既存の建築物に施工された吹付け石綿の除去に際し、石綿の飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

（開発の目標）

- (1) 除去工事に際し、作業区域の空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術「大成アスベスト除去システム（除去工法）」の技術内容について下記のとおり証明する。

2009年9月18日

2014年9月18日（更新）

2019年9月18日（更新）

建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人 **日本建築センター**
The Building Center of Japan

理事長

橋 本 公 博



記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域の空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2024年9月17日

6. 審査証明の依頼者

大成工材株式会社

住所 兵庫県加古川市東神吉町神吉1087番地の1